



トピックス  
コラム

ベトナム刑法改正で変わる贈賄規制  
シンガポール新会社法解説(第7回)~株主代表訴訟~

2016年  
5月号

### ベトナム刑法改正で変わる贈賄規制

執筆者: 福沢 美穂子、Vu Le Bang、今泉 勇

2016年7月1日から、現在の刑法(Law 15/1999/QH10、Law 37/2009/QH12による改正を含む。以下、「現行刑法」といいます。)に代わる新しい刑法(Law No. 100/2015/QH13。以下、「改正刑法」といいます。)の施行が予定されており、これによりベトナムの贈賄罪が大きく変わることとなります。本稿では、改正刑法下での贈賄罪のうち、ベトナムで事業を行う日本企業が特に留意すべき点をいくつか解説します。

#### (1) 外国公務員・民間企業の職員も対象に

現行刑法の贈賄罪は、「公務」を行う地位に関する犯罪とされており(現行刑法 277 条)、賄賂の受領者も、ベトナムにおける公務の遂行につき一定の権限を有する者(現行刑法 279 条及び 289 条)のみが対象と解釈されてきましたが、改正刑法では、外国公務員、公的国際機関の職員、国営企業以外の企業又は組織の職員も対象となることが明記されました(改正刑法 364 条 6 項)。具体的な適用範囲は、施行後の当局の運用を待つ必要がありますが、贈賄罪の処罰対象が広がったことには留意する必要があります。

#### (2) 法人は贈賄罪の処罰対象か？

改正刑法の大きな変更点は、これまで自然人のみが処罰対象であった現行刑法下のいくつかの犯罪につき、商業法人も犯罪主体となりえることが明記された点です(例えば、密輸罪(改正刑法 188 条)、脱税罪(改正刑法 200 条)など)。

もっとも、条文上、これら商業法人が新たな処罰対象となっている犯罪の多くは、経済犯罪又は環境犯罪であり、贈賄罪(改正刑法 364 条)をはじめとする贈収賄関連の犯罪については、商業法人は処罰対象とはされていません。したがって、改正刑法下で、商業法人が上記特定の犯罪の処罰対象となることはあっても、贈賄罪の処罰対象とはならないと考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

(3) 賄賂の金額と刑罰

ベトナムの贈賄罪は、賄賂の金額や贈賄の態様に応じて、刑が段階的に重くなりますが、これについても以下のような改正がなされています。

現行刑法(289条)		改正刑法(364条)	
構成要件	刑罰 <sup>1</sup>	構成要件	刑罰 <sup>2</sup>
①200万ドン以上1,000万ドン未満の価値の賄賂を渡した場合又は②200万ドン未満の賄賂を渡し、重大な結果を生じさせた場合若しくは複数回行われた場合。	1年以上6年以下の拘禁刑	①200万ドン以上1億ドン未満の財産、資産又はその他の財産的利益、若しくは、②非財産的利益を提供し又は提供しようとした場合	200万ドン以上2億ドン以下の罰金、3年以下の非拘禁刑、又は、6ヶ月以上3年以下の拘禁刑
①組織的、②悪質な手段、③国家財産の使用、④累犯、⑤1000万ドン以上5000万ドン未満の賄賂、又は、⑥その他重大な結果を引き起こした場合。	6年以上13年以下の拘禁刑	①組織的、②悪質な手段、③国家財産の使用、④自らの地位・権限の濫用、⑤複数回、⑥1億ドン以上5億ドン未満の賄賂の場合。	2年以上7年以下の拘禁刑
①5000万ドン以上3億ドン未満の賄賂、又は、②非常に重大な結果を引き起こした場合	13年以上20年以下の拘禁刑	5億ドン以上10億ドン未満の財産、資産又はその他の財産的利益を提供し又は提供しようとした場合	7年以上12年以下の拘禁刑
①3億ドン以上の賄賂を渡した場合、又は、②極めて重大な結果を引き起こした場合	20年の拘禁刑又は終身刑	10億ドン以上の財産、資産又はその他の財産的利益を提供し又は提供しようとした場合	12年以上20年以下の拘禁刑

改正刑法下の主な修正点は、以下の通りです。

- ・ 一番重大な場合の罰則としては、現行刑法の終身刑はなくなり、20年以下の拘禁刑となりました。
- ・ 200万ドン未満の賄賂を渡した場合が削除され、代わって「非財産的利益」の提供が明記されました。今回の改正を踏まえ、200万ドン未満の価値の財物であれば、一切贈賄罪の処罰対象とならないとの解釈も考えられますが、そのような寡少な財物でも、非財産的利益があると解釈され、結局処罰対象となることも考えられますので、引き続き慎重な対応が必要と考えられます。

汚職撲滅はベトナム政府の重要課題となっており、今後も取り締まりが強化されると見込まれています。特に改正法施行後は、当局の運用も注視する必要があると思われます。



ふくざわ みほこ  
福沢 美穂子

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 弁護士  
[m\\_fukuzawa@jurists.co.jp](mailto:m_fukuzawa@jurists.co.jp)

2000年弁護士登録。2011年ベトナム外国弁護士登録。2011年当事務所ホーチミン事務所に駐在、2016年から当事務所ハノイ事務所に駐在。ベトナムを中心とする東南アジアにおける案件に携わる。



ヴレバン  
Vu Le Bang

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムパートナー※  
[vu.le.bang@juristsoverseas.com](mailto:vu.le.bang@juristsoverseas.com)

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ロゴス法律事務所(ソウル、ホーチミン市)など約10年の実務経験を経て、2010年に当事務所ホーチミン事務所入所。

※外国法共同事業を営むものではありません。

<sup>1</sup> 現行刑法では、これらに加えて、賄賂の価値の1倍から5倍の罰金の並科が規定されている。

<sup>2</sup> 改正刑法では、これらに加えて、1000万ドン以上5000万以下の罰金の並科が規定されている。

いまいずみ いさむ  
今泉 勇西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士  
[iimaizumi@jurists.co.jp](mailto:iimaizumi@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2016年ベトナム外国弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、アジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。インドの Khaitan&Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応の経験後、2016年3月より当事務所ホーチミン事務所にて勤務開始。

## シンガポール新会社法解説(第7回)～株主代表訴訟～

シンガポールでは、会社法が改正されるまで、会社法に基づく株主代表訴訟は、非上場会社の株主に限り認められていました。一方、上場会社の株主は、コモン・ローにより認められた株主代表訴訟を提起することが可能でしたが、この場合株主への立証責任及び訴訟費用負担が重く、使い勝手のよいものではありませんでした。このような状況を踏まえ、新会社法では、上場会社の株主においても会社法に基づく株主代表訴訟の提起が認められることになりました。また、これまで株主が会社に代わり遂行することができる手続は訴訟に限られていましたが、そこに仲裁手続も加えられました。今回は、コモン・ローに基づく株主代表訴訟制度と比較しながら、新会社法に基づく株主代表訴訟制度について紹介いたします。

### 1. コモン・ローに基づく株主代表訴訟

株主代表訴訟とは、一般的に、株主が会社に代わり取締役の責任を追及する訴訟をいいます。そもそも株主と会社は、別個の法人格を有していますので、会社名義の訴訟は、原則として、株主ではなく会社が行うこととなります。

判例の集積により、主に、会社がその目的の範囲外の行為を行った場合(*ultra vires exception*)、及び、取締役等に職権濫用行為があり、かつ当該取締役等が会社を支配している場合(*fraud on the minority exception*)には、会社自身による適切な訴訟追行が期待できないため、例外として、株主が会社に代わり訴訟提起することができることとされました。シンガポールでは、定款で会社の目的を規定する必要はないため、会社が目的の範囲外の行為を行うということは、実務上はほとんどないといえます。従って、シンガポールにおいて、コモン・ローに基づく株主代表訴訟とは、実質的に、取締役等に職権濫用行為があり、かつ当該取締役が会社を支配している場合において、株主が会社に代わり、取締役等に対して提起する訴訟のことを意味するといえます。

コモン・ローに基づく株主代表訴訟が認められるためには、まず、株主が、株主代表訴訟の提起前に取締役会に接触し、又は株主総会の開催等を要求する等して、訴訟提起の可否についての確認を求めることが必要になります。また、訴訟を提起する株主が、(a)マジョリティーが取締役等の行為により利益を得ていること、(b)当該利益は会社の費用負担において得られていること又は会社に損失を与えた結果得られたものであること、及び(c)マジョリティーが会社による訴訟提起を妨げたこと、を疎明しなければなりません。また、株主が負担した訴訟費用は、判決時において、裁判所の裁量により、会社に対して補填するように命じることができるとされています。

実務上、訴訟の提起段階において、株主には十分な証拠を収集する手段がなく、上記(a)乃至(c)の事実を裁判所に認めさせることは簡単ではありません。また、訴訟費用も補填されるかどうか分からない状況下において訴訟活動を継続しなければならず、株主の経済的な負担も非常に重いとされます。

### 2. シンガポール新会社法に基づく株主代表訴訟

シンガポールでも、1993年に株主代表訴訟制度が会社法において規定されましたが、会社法上の株主代表訴訟制度を利用できるのは非上場会社の株主に限られていました。今回の改正で、上場会社の株主においても、会社法に基づく株主代表訴訟制度を利用することができるようになりました。

新会社法に基づく株主代表訴訟制度では、手続上、まず株主等が裁判所に対して株主代表訴訟を提起することの許可を求める必要があります。当該株主等が(a)会社に対して14日前に通知を行ったこと、(b)善意(good faith)であること、及び(c)当該訴訟が会社の利益になること、が疎明されたと裁判所が認めた場合に、株主代表訴訟を提起することが裁判所により許可されます。

(a)の通知には、事案の詳細を記載する必要は必ずしもなく、取締役が訴訟を提起するかどうかを検討するのに十分な事実が記載されていれば足りると解されています。なお、取締役が証拠を隠滅するおそれがある場合等には、裁判所の判断により、当該通知を省略又は通知期間が短縮されることもあります。(b)の善意(good faith)とは、訴えを提起する株主自らも会社の不当な行為によって利益を得ていないこと、又は会社若しくは株主としての利益を離れた個人的な利益の追求を目的としていないこと等を意味します。(c)の当該訴訟が会社の利益となることの解釈については様々な裁判例がありますが、概ね、当該訴訟に基づく請求が合理的であり、当該訴訟により会社の利益が確保されるものであることを意味します。裁判所は、株主代表訴訟を許可するか否かの段階においては(c)の要件を基礎付ける十分な証拠の提出は要求せず、許可申請書及び添付する宣誓供述書(affidavit)の内容から当該要件を満たすか否かを判断すると解されています。

裁判所が株主代表訴訟の提起を許可するにあたり、株主等の訴訟費用は会社の負担とすること、及び会社は株主等に会社情報へのアクセスを認めること等の条件を付すことができるとされています。裁判所からこれらの条件が認められた場合、株主等は、訴訟の初期段階からの証拠収集が容易となる上に、株主代表訴訟を提起する許可を裁判所から得るまでの訴訟費用は株主等が準備する必要があるものの、当該許可を得た以降の訴訟費用は会社の負担とすることができ、株主等の経済的な負担も緩和されることとなります。

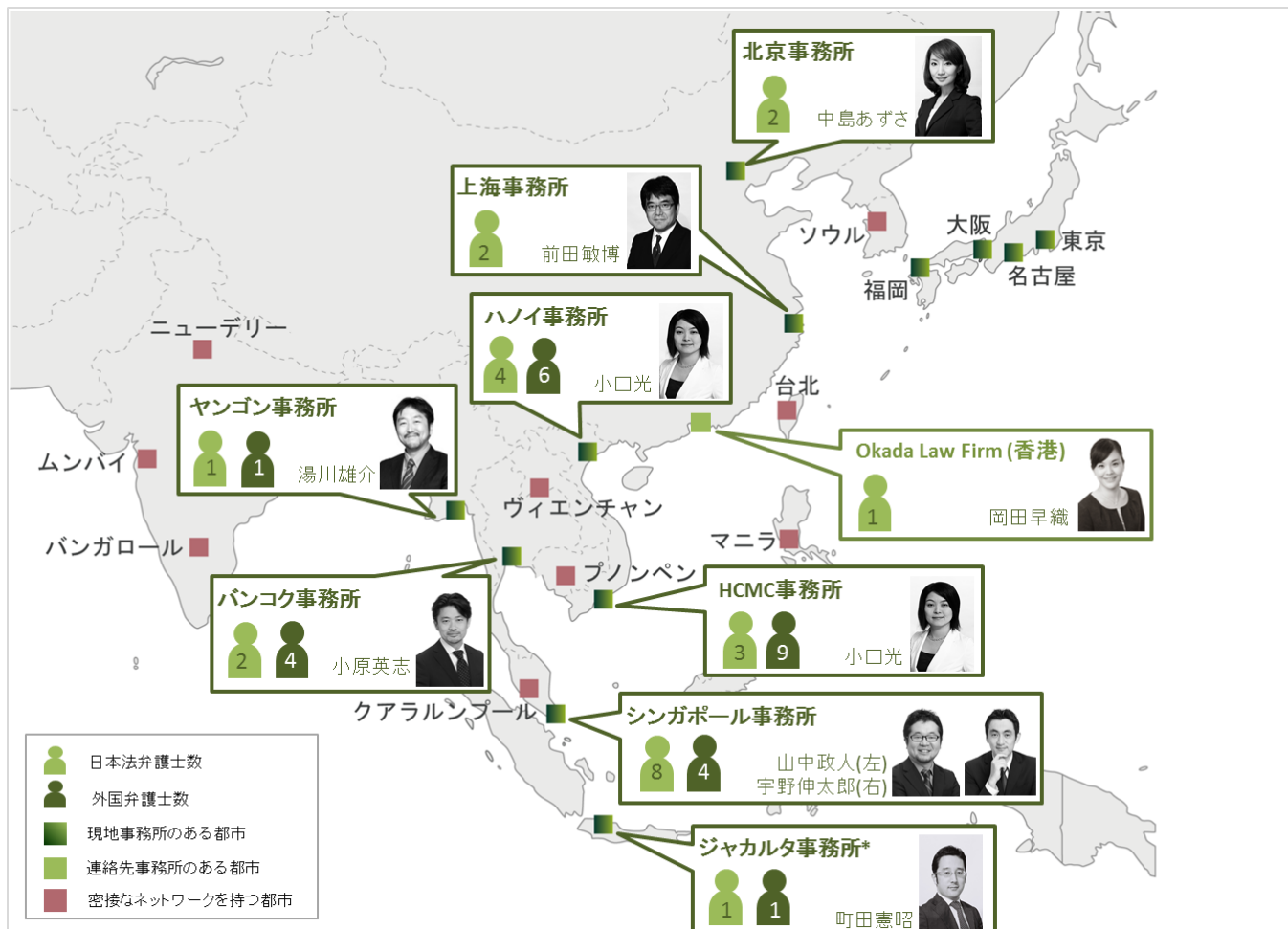
コモン・ローに基づく株主代表訴訟制度と比較すると、上記のとおり株主等にとって相当程度使い勝手のよい株主代表訴訟制度が上場企業の株主にも認められたことにより、長期的には、上場企業における株主代表訴訟の件数の増加が見込まれるといわれています。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



**バンコク事務所**  
Tel: +66-2-168-8228  
E-mail: info\_bangkok@juristsoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子  
ジラボン・スリワット、アティターンポーン・  
ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム  
アピンヤー・サーンティカセーム

**北京事務所**  
Tel: +86-10-8588-8600  
E-mail: info@juristsoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

**上海事務所**  
Tel: +86-21-6171-3748  
E-mail: info\_shanghai@juristsoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

**ハノイ事務所**  
Tel: +84-4-3946-0870  
E-mail: info\_hanoi@juristsoverseas.com

小口光、武藤司郎、福沢美穂子、廣澤太郎  
グエン・ティ・タン・フォン、ブイ・ヴァン・クワン  
グエン・トゥアン・アン、グエン・ホアン・トゥアン  
グエン・マン・クオン、グエン・ホアン・リー

**ホーチミン事務所**  
Tel: +84-8-3821-4432  
E-mail: info\_hcmc@juristsoverseas.com

ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀  
平松哲、今泉勇、チョン・フウ・グー  
マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア  
ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミ  
レス、レ・ティ・タン・マイ、チャン・コック・ダット

**ジャカルタ事務所\*** \*提携事務所  
Tel: +62-21-2933-3617  
E-mail: info\_jakarta@juristsoverseas.com

町田憲昭  
アレクサンダー・アグスティヌス・フタウルック

**シンガポール事務所**  
Tel: +65-6922-7670  
E-mail: singapore@juristsoverseas.com

山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝  
煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、早川皓太郎  
イカング・ダーヤント、シャロン・リム、ディーバク・シンマー  
メリッサ・タン・スー・イン

**ヤンゴン事務所**  
Tel: +95-(0)1-382632  
E-mail: info\_yangon@juristsoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

**Okada Law Firm (香港)** \*関連事務所  
Tel: 080-9042-4590  
E-mail: s\_okada@jurists.co.jp

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。